

判例研究

成人の責任無能力者の加害行為と同居する両親の民法714条の責任の成否

(損害賠償請求事件、名古屋地裁平21(ワ)7704号、平23・2・8民4部判決、
棄却(控訴))

中京大学法科大学院教授

奥野久雄

[事案]

訴外B(以下、Bという。)は、昭和3年3月13日生まれの女性であり、平成21年5月21日に死亡した。訴外A(以下、Aという。)は、昭和45年4月10日生まれの女性であり、幼少時より難聴(100デシベル)で、重度の知的障害を伴う自閉症である。またAは、聾学校の小学校から専攻科まで進学し、卒業後、平成17年4月から特定非営利活動法人甲(本件作業所という。)に通っている。

Aは、出生後、問題の事故に至るまで、両親である被告Yらと自宅において同居していた。Aは、パターン化された行動をとっており、身支度を自分で行き、一人でバスや電車を乗り継いで本件作業所に通い、本件作業所での作業の後は、一人で買い物をするなどした後、帰宅していた。また、炊事等を自らすることはないが、出された食事をとったり、洗濯物をたたむなどの手伝いをするとはできた。

Aは、耳がほとんど聞こえず、口話法と手話を用いるが、家族とも一方的なコミュニケーションに留まり、家族以外の他者とは、一般的な交流は限られ、プレゼントを贈るなどの特定のこだわり行動が見られるにすぎず、対人関係に障害が見られるなど自閉症の障害も有していた。

Aは、通っていた本件作業所において、年に1、2回、対面している際に、突然職員らを手で押すことがあり、同じく本件作業所で装飾品をプレゼントとして贈ったのに翌日それを着けてこなかった人を手でどんと突いたことがあった。なお、Aは、幼少時いらいらすると、自分で壁に頭をぶつける自傷行為をすることもあったが、それ以外に自宅において、粗暴な言動は見られなかった。

ところで、平成18年2月7日の午後5時ころ、Aは、N市所在のMストア乙店2階にある100円ショップのレジ付近において、Bがレジ精算の列に並んだところ、前に並んでいたAがおつりを取り忘れたままレジを離れて歩き始め、店員の呼び止めにも気付いていなかった。そこで、BがAを追いかけてその背後から声をかけるとともに、手をのばしてAの肩に手を触れようとしたところ、Aは振り向きざまにBの両肩付近を押してBを突き飛ばし、レジに戻っておつりを受け取り、その場を立ち去った。Bは、Aの上記行為により、右半身を床にたたきつけられた。(以下、「本件事故」

という。)

Bは、本件事故により、右上腕骨頸部骨折、右大腿骨頸部骨折の傷害を負い、入院して人工骨頭置換術を受けた。

その後、Bは、平成21年5月21日、自宅付近で転倒して頭部を打撲し、外傷性硬膜下血腫により死亡した。

そこでその前に、Bは、Aを被告として不法行為に基づく損害賠償を請求する訴訟を提起した。平成20年3月25日、名古屋地方裁判所は、Aには責任能力があるとして、Aに対し損害賠償を命じる判決を言い渡した。しかし、平成21年5月27日、名古屋高等裁判所は、Aが責任無能力であるとして、原判決を取り消し、Bの請求を棄却する判決を言い渡し、同判決は確定した。

そこで、Bの相続人であるXらは、責任無能力者であるAの同居の実父母であるYらに対し、民法714条2項の責任があるとして、損害賠償を請求した。

[判旨]

「本件において、Aは成年後見に付されておらず、家庭裁判所による精神保健福祉法上の保護者選任手続も行われていなかったことから、被告Yらが、民法714条1項の『責任無能力者を監督する法定の義務を負う者』に該当しないことに争いはなく、責任無能力者の生活の面倒を見ている事実上の保護者として、法定の監督義務者に準じて民法714条2項の責任を負うかが問題となる。

民法714条の趣旨は、責任能力のない者が不法行為を行った場合、当該行為者自身は損害賠償責任を負わないが、公平な損害の分担を図るため、当該責任無能力者に法定の監督義務者又は代理監督者が存在する場合には、監督義務があることを考慮して、これらの監督者が監督義務を怠らなかったことを証明できない限り、当該監督者に責任を負わせるものである。

そして、被告Yらは、Aと同居して、Aの面倒を見ていたが、上記の趣旨からすれば、このような事実上の監督者であったことのみで、直ちに民法714条の重い責任を負わせるのは妥当ではなく、Bの状況が他人に害を与える危険性があること等のため、Aを保護監督すべき具体的必要性があった場合に限り、責任無能力者の監督義務者に準じて、民法714条の責任を負うものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、……Aは、幼少時より難聴（100デシベル）で、重度の知的障害を伴う自閉症であるところ、Aは、出生後本件事故当時に至るまで、両親である被告Yらと同居し、被告YらがAの生活の世話をしていたことが認められ、社会通念上、法定の保護者と同視しうる程度の立場にあることが認められる。

しかしながら、Aは、パターン化された行動を一人でとることができ、一人でバスや電車を乗り継いで本件作業所に通うことや、一人で買い物をすることもできた上、通っていた本件作業所においても、年に1、2回、対面している際に、職員らを手でどんと押すことがあったこと、同じく本件作業所で装飾品をプレゼントとして贈ったのに翌日それを着けてこなかった人を手でどんと突いたというエピソードがあるのみで、無関係の第三者に対して粗暴な言動をとったことなどは一度もなかった。また、Aは聴力がほとんどないところ、本件事故は、背後からBに手をかけられ、反射

的に突いたもので、自分が突いたことによってBが倒れたということを理解できなかった可能性が高いことからすると、粗暴な言動の現れといえる行為でないことに照らせば、Aは、本件事故当時、他人に害を与える危険性があったとはいえない。

確かに、Aが一人で外出している際に、普段と異なる状況に遭遇することはあり得ることであるが、上記の事情からすれば、その場合にAが第三者に危害を加える可能性があることを予想することは困難である。

そうすると、被告Yらにおいて、外出の際にはAに付添をする等して、Aを保護監督すべき具体的必要性があった場合とは認められず、原告(X)らは、被告Yらに対し、監督義務者に準じて民法714条1項又は2項に基づく損害賠償を請求することはできないと認められる。」

[研究]

1 民法は、714条において、行為者が責任無能力のゆえに不法行為責任を負わない場合には、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負い、また、法定の監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、これと同様に責任を負う旨を定めている。その責任は、責任無能力者が特定の行為をすること自体の予防についての過失ではなくて、責任無能力者の行為に対する一般的監督を怠ったという過失を、その根拠とし、そうした過失の立証責任を転換しているのである⁽¹⁾。

一方、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法という。）上の精神障害者について選任される「保護者」は、法定の監督義務者であるとされていた。というのは、保護者に精神障害者に治療を受けさせるとともに、精神障害者が自身を傷つけ又は他人に害を及ぼさないように監督し、かつ、精神障害者の財産上の利益を保護しなければならないという自傷他害防止監督義務が課されており、そこから保護者の法定の監督義務が承認されていたが、1999年（平成11年）の改正⁽²⁾によって、自傷他害防止監督義務が削除され、保護者は精神障害者に「治療を受けさせ、及び精神障害者の財産上の利益を保護」する義務を負うこととされた⁽³⁾（精神保健福祉法22条1項）。そこで、これまでと同じく、同法所定の保護者を、民法714条にいう法定の監督義務者にあたるか否かが問題になっており、また、その選任の手続がとられることなく、精神障害者の生活の世話をしている者が、事実上の監督者として法定の監督義務者に準じる責任を負うかが問われている⁽⁴⁾。

2 この問題について、本判決は、「Aは成年後見に付されておらず、家庭裁判所による精神保健福祉法上の保護者選任手続も行われていなかったことから、被告Yらが、民法714条1項の『責任無能力者を監督する法定の義務を負う者』に該当しないことに争いはなく、責任無能力者の生活の面倒を見ている事実上の保護者として、法定の監督義務者に準じて民法714条2項の責任を負うかが問題となる。」として、被告Yらに民法714条責任の主体性を次のように認めている。すなわち、「責任能力のない者が不法行為を行った場合、当該行為者自身は損害賠償責任を負わないが、公平な損害の分担をはかるため、当該責任無能力者に法定の監督義務者又は代理監督者が存在する場合には、監督義務があることを考慮して、これらの監督者が監督義務を怠らなかったことを証明でき

ない限り、当該監督者に責任を負わせる」と。そして、この規範を本件事案にあてはめ、次のように述べている。すなわち、「被告Yらは、Aと同居し、Aの面倒を見ていたが、...このような事実上の監督者であったことのみで、直ちに民法の重い責任を負わせるのは妥当ではなく、Aの状況が他人に害を与える危険性があること等のため、Aを保護監督すべき具体的必要性があった場合に限り、責任無能力者の監督義務者に準じて民法714条の責任を負うものと解す」べきであるとし、「被告Yらにおいて、外出の際には付添をする等して、Aを保護監督すべき具体的必要性があった場合とは認められ(ず)」ないとし、民法714条の責任を否定している。このような判旨をどのように評価すべきであろうか。

3 まず、1999年(平成11年)の精神保健福祉法改正以降に言い渡された判例を見てみよう。そのさい精神障害者と保護者との同居が窺えることが少なくない。そこで、その同居の有無を考慮して若干の検討をすることにしよう。ここでは、精神障害者への何らかの影響力が確保され、監督可能性を考えることができるからである。

[1] 心神喪失者が起こした殺人事件につき父親が監督義務を尽くしたとはいえないとされた事例である。福岡高判平成18年10月19日判タ1241号131頁であり、事案は、統合失調症に罹っているA(男性、20歳)は、昭和56年生れで、平成13年3月ころまで父Yと同居しており、その後本件事件当時独立生活をしていたが、事件はYが自宅にAを引き取って4日目に発生した、すなわち、Aは、29歳の女性Bを殺害し、Bの夫X₁、父母X₂X₃が、Aの父Yに対し、民法714条1項の監督義務者の責任又は民法709条の不法行為に基づいて損害賠償を請求したというものである。原審判決(長崎地裁佐世保支判平成18年3月29日判タ1241号133頁)は、次の三つの理由からYが他害防止のためAを保護監督することが不可欠の状況にあったことが予見できたとし、Yが民法714条1項の監督義務者又は代理監督者に準ずる地位にあるものとして、監督義務を認めている。すなわち、イ) Aが他室のドアを叩くなど異常行動により2度警察に保護され、2度目は自宅に連れ帰ったこと、ロ) Aが住んでいたマンションの自室はガラスが割られて荒れ放題であったこと、ハ) 自室に戻ってから独り言を言ったり、無音のテレビを見て笑う場面でないのに突然笑い出すなど精神障害が強く疑われる言動が少なからず見られたことがそれである。判決も原審判決を正当なものとし、Aが警察に保護されたいきさつや自室の荒れ具合や警察から精神科での受診を勧められたことから、Aが第三者に対する加害行為を行う危険があることを予見することができたはずであると判断し、民法714条の責任を負うものとした。

この判決は、責任無能力者(心神喪失者)の加害行為について監督者の714条責任が問われている。父Yは、Aのマンションを直接訪問しその状況を見ており、事件当時もAと同居し、Aの監督可能性があり、第三者への加害行為の予見可能性を有していたものとされている。監督者の民法714条責任を問う構成をとっている点からすれば、妥当な判定であろう。

[2] 精神分裂病に罹患し心神耗弱の状態にあった者が隣人を殺害した事案について、その加害者と同居していた母親は殺害された被害者の遺族に対して監督義務違反を理由とする損害賠償責任を負わないとされた事例がある。東京高判平成15年10月29日判時1844号66頁であり、事案は、Y₁

は、昭和45年4月から会社に勤務していたところ、昭和51年3月に精神分裂病を発病し、その後精神病院に入院・通院して治療を受けていたが、平成11年4月12日、近所に住むB（当時68歳）に盆栽のいたずらをされたものと思い込み、B方に押し入ったうえ、テレビを見ていたBに鉋で切り付け、Bを殺害した。そこで、Bの遺族であるXらは、Y₁とその同居していたY₂に対し、民法709条に基づいて損害賠償を請求したというものである。原審（千葉地裁館山支判平成15年4月22日）は、Yらの不法行為責任を認め、Xらの本訴請求を認容した。Yらは控訴した。

判決は、(1) Y₁の病歴等、(2) 関係機関の対応 (3) Bを殺害するに至る経緯、(4) 精神障害者に関する法制度の変遷などを検討したうえ、精神障害者と同居して生活の面倒を見ている扶養義務者であっても当該精神障害者に対して、その身分上又は生活上の影響力を及ぼし得ることからすると、監督義務違反としての民法709条の不法行為が成立する余地がある、としたが、本件では、「Y₂が、Y₁がBに対して何らかの危害を加えるのではないかとの漠然とした不安を抱いていたとしても、本件事件の発生を事前に具体的に予見することはできなかったというべきである」から、「本件事件の発生前に、警察や病院に通報するなどしてY₁を入院させる措置をとるべき注意義務があったものとはいえず）... 独り扶養義務者にのみ加重な義務を負わせることは相当でない」とし、したがって、Y₂に監督義務違反を理由とする損害賠償責任はない、とした。

この判決は、責任能力のある精神障害者と同居して生活の世話をしていた者（本件では母親Y₂）が民法709条に基づく不法行為責任を負わない、としたものである。この法律構成は、責任能力のある未成年者の不法行為についての監督者の民法709条責任を認める判例⁽⁵⁾のそれと同じである。しかも、いずれにおいても、当該行為者の特定の行為についての監督者の過失が要請されているからである。本件ではY₂は、同居することによって精神障害者に対し、一定の影響力をもちうることから監督可能性を認めている点に注目される。それにもかかわらず、監督者Y₂の責任が否定されたのは、高齢化や平成11年の精神保健福祉法の改正により、保護者自身の監督義務が削除されることなど政策判断がはたらいたためであろう。

4 つぎに、いわゆる精神保健福祉法の改正（平成11年）前に言い渡された判例は、民法714条の責任主体性をどんなふうに見ているかを見てみよう。

〔3〕責任能力のない精神分裂病患者による殺人事件についてその患者の精神保健法（後に精神保健福祉法に改正）上の保護者に損害賠償責任を認めた事例がある。仙台地判平成10年11月30日判タ998号211頁であり⁽⁶⁾、事案は、父との同居を拒み別居していたAは、Bが代表取締役を務めていた会社Cの元従業員であって、平成8年7月2日Bを刺殺したところ、Aの父Y（精神保健法20条にいう保護者）に対し、民法714条の法定監督義務（同法22条の自傷他害防止監督義務）に違反する過失があったとして損害賠償を請求したというものである。

判決は、医療保護入院の同意権を有し、診療の申請で措置入院を促すことができるなど精神障害者の自傷他害行為を防止するための実質的手段が与えられており、個々の事案における結果の妥当性は民法714条但書の免責事由の判断において、保護者と精神障害者の実際の関係や、保護者が実際にどの程度の監督が可能であったかを考慮することではかりうるから、保護者は民法714条の監

督義務者にあたるとした。そうすると、民法714条の監督義務については、Yには、本件殺人事件の一年前、遅くともAの症状が悪化し、異常行動を重ねた本件殺人事件の7カ月ないし4カ月前には、その時期に応じ、Aの治療や再入院につき関係機関との相談・折衝すべき義務が生じていたところ、Aが既に一度Bを殴打し、医療保護入院していたなどの事情から、Yらが関係機関に相談していれば、適切な対応を得られた可能性が大きいので、Yらが関係機関に相談しなかったことに正当事由があるとはいえないなど、本件ではYが監督義務を尽したとは認められないとしてYの責任を認め、損賠賠償を命じた。

この判決は、精神保健法上の保護者が民法714条の監督義務者にあたるとしたが、直ちにそうなるわけではなく、各事案における結果の妥当性を確保しうることが求められている。監督義務違反としての過失の判定においては、損害の予見可能性を前提に、損害回避に尽くしたかが問われているのであろう。Yが関係機関に相談していれば適切な対応を得られた可能性が大きいとして監督義務を尽くしたものとはいえないとしているからである。

[4] 責任無能力の状態第三者を殺害した精神分裂病者の両親について民法714条の責任が否定された事例である。東京地判昭和61年9月10日判決判時1242号63頁であり⁽⁷⁾、事案は、被害者Bの隣室に住み、当時破瓜型精神分裂病に罹患して責任無能力の状態にあった、当時25歳のA（男性）が、BをBの室において殺害し、Bの両親X₁X₂らは、Aと同居しAを扶養していた両親Y₁Y₂に対し、精神障害のあるAの保護義務者として民法714条の責任を負うべきであるとして損害賠償の請求をしたものである。

この判決は、まず精神障害者であるかどうかは専門医学的な判断を経てはじめて判明することから、保護者としての義務も医師によるその判定以前に発生するものではなく、Y₁Y₂を民法714条1項の法定監督義務者ではないとした。つぎに被告Y₁Y₂が、「同居の実父母として精神障害者であるAを事実上保護監督すべき地位にあることにより、社会的にみて右保護義務者に準ずる者として民法714条2項の責任を負うべきかどうか問題となる。そして、この場合、…扶養義務者であることから直ちに監督義務が認められるのではなく、少なくとも被告両名が、Aが精神分裂病に罹患していることを知りながら、病院に入院させる等の適切な措置をしたという事情、あるいは罹患の事実及びAの行動に本件犯行を犯すようなさし迫った危険があることをきわめて容易に認識しえたという事情が存することが必要であると解する」と判示し、そのような事情につき、Y₁Y₂は、Aが精神分裂病に罹患していることを認識しておらず、また罹患の事実及びAの行動にさし迫った危険があることを容易に認識しえたという事情はないから、Y₁Y₂に事実上の監督者として民法714条2項の責任を問うことはできないというべきであるとした。

この判決は、精神保健法上の保護義務者は民法714条の監督義務者となり、事実上の監督者については現実に監督が可能であったかどうかで判定しているが、ただ、この判定は、精神障害者と同居する父母であるということから監督可能性を認めるけれど、実質的に監督を尽していたかどうか（例えば、精神障害者を病院に入院させる等の適切な措置をとらず放置したことなどの事情や精神障害者が犯行を犯すようなさし迫った危険を認識しえたという事情の有無）が決め手となっているように思う。

[5] 精神保健福祉法の改正（平成11年）前後を問わず、唯一の最高裁判決である。⁽⁸⁾ 最判昭和58年2月24日判時1076号58頁であり、事案は、心神喪失の状況にあった精神障害者A（当時37歳、男性）によってX宅前路上で、突然にXが襲われ、約40分間にわたって殴る蹴るの暴行が加えられXに対し頸部損傷、上顎門歯骨折、左眼狭窄等の傷害を負わせ、Xは、Aの両親Y₁Y₂に対し、民法714条に基づく損害賠償を請求したというものである。

この判決は、次の原審（大阪高判昭和56年8月28日）の判断を是認し、Y₁Y₂の上告を棄却した。すなわち、原審は、Y₁らはAの最も身近な同居の扶養義務者であってAの異常な行動に配慮していたが、イ）精神障害者の処遇は未成年者の処遇とは異なる困難が伴うこと、ロ）Aはフォークリフト運転手の経歴を有し37歳の壮年であったのに対し、Y₁らは老齢で1級の身体障害者であるが、日雇仕事に出ている状況であったこと、ハ）Aの行動にさし迫った危険があったわけではないが、Y₁らは食事のことでAから暴行されたりして娘らと共に警察や保健所にAの処置について相談に行っており、精神衛生法上の保護義務者になるべくして、これを避けて選任を免れたものとはいえないことを考慮して、Y₁Y₂について民法714条の法定監督義務者及びこれに準ずべき者（事実上の監督者）としての責任を問うことはできないとして、Xの請求を棄却した。

この判決は、民法714条の法定の監督義務者だけでなく、これに準ずべき者にも同条の責任があるとし、精神障害者を事実上監督するものであって、実質的にみて監督義務があると考えられる者も民法714条の責任を負うものと解すべき立場に立っているのであろう。Y₁Y₂が精神障害者Aと同居していることから、この者を監督しうる可能性を認め、監督を尽くしている（警察や保健所にAの処置について相談に行っていることなど）と判断しているのであろう。

[6] 精神障害者の殺人事件につき、この者の父に対する監督義務違反を理由とする損害賠償請求を認容した事例がある。福岡地判昭和57年3月12日判時1061号85頁であり、⁽⁹⁾ 事案は、Aは、所携の出刃包丁でBを、昭和52年7月9日、Bの実父母Xら方において、顔面、頭部等を滅多うちにし、死亡させるに至った。Aは、昭和21年生まれで事件当時32歳であり、都会で就職していた期間（2年間）を除き、Yと同居していた。Xらは、Aの父YについてはAの事実上の監督者として民法714条2項の代理監督者責任ないし一般不法行為上Aにつき適切な処置を仰ぐ義務違反があるとして、損害賠償を請求したという事案である。

判決は、Yについて「責任無能力者を事実上世話している者が、選任手続を経ていない等形式的要件を欠くため法定の監督義務者に該当しない場合、民法第714条の適用が全面的に排斥されるとすれば、同法第709条の成否のみを問題とせざるを得ない関係上、誠実に右選任手続を履践した者が、これを不当に怠った者よりも過失及び因果関係の存否について重い立証責任を課されるという不公平が生じることになるから、社会通念上法定の監督義務者と同視し得る程度の実質を備え、従って、もし右選任手続が履践されれば当然保護義務者として選任されるであろう事実上の監督者は、民法第714条2項により、責任無能力者の代理監督者として、同法第1項の法定監督義務者と同一の責任を負うものと解す」べきである、とした。

そこで、まず当該事件発生の予見可能性について、Yは医師からAの精神分裂病を指摘され、その服薬管理を指導されていたにもかかわらず、当初のそれをノイローゼと思い込んでいたものの、

Aの性格及びその行動を熟知していたことなどからして、Aが再入院後発病して凶暴な行為に出るおそれがあり、かつ、Yにおいてこれを容易に予想することができたというべきである。つぎに、当該事件の発生の防止可能性について、Yにおいて、Aが常軌を逸した行動を示した時点において、Aを入院させるか、そうでなければ、精神的衛生法第23条所定の保護申請の手続を履践して町の適切な保護措置の発動を求めさえすれば、本件事件の原因を未然に防止し得たものである。

この判決は、「事実上の監督者」について、社会通念上法定の監督義務者と同視し得る程度の実質を備え、もしその選任手続がとられれば当然（精神衛生法）第20条第2項第4号の保護義務者として選任されるであろう者であることを明らかにし、事実上の監督者が民法714条の代理監督者にあたることを説示したものである。本件では、一定の期間（Aの就職の2年間）を除き、AとYは同居しており、YにはAの監督可能性を前提に、その監督（Aを入院させるか適切な保護措置の発動を求めるか）を尽していない過失を認め、Yの責任を認容しているのである。

5 以上、精神障害者の加害行為について精神保健福祉法上の保護者もしくは選任手続を経ていなくて実質的にその地位にあるとされる者につき、民法714条責任の主体性を検討し、合わせて監督義務違反の有無をも見てきた。[2]を除き、すべて保護者及び実質的に保護者の地位にある者も、民法714条の監督義務者にあたりと捉えられている。もっとも直ちにそれにあたりとされているわけではなく、事案における結果の妥当性や損害の公平な分担等民法714条の立法趣旨などを考慮して判定されている。⁽¹⁰⁾[2]は、すでに指摘したように精神障害者に責任能力が認められるため、保護者の責任は民法709条を通して問われている。

そして、また、本稿は精神障害者の同居の有無という視点から、[1]から[6]までの判例を見てきたが、これもすでに指摘したように精神障害者と同居することでこの者に何らかの影響力を保護者や実質的にその地位にある者が有し、精神障害者の加害行為防止のための監督可能性がこれらの者に生まれてくるのであろう。その場合、一定の措置をとるなど監督を尽したかどうか責任判定の決め手になるように思う。このような意味から、本判決を見ると、本件事は日常生活の一環として生じているが、Aは、パターン化した行動をとることが許されているので、Aをその中におくこと自体は問題はないが、とりわけデパートやスーパーマーケット等多様な目的のため人の出入の多いことが予想される場所へ出向く際には、監督者もしくはそれに準ずる者の同伴など一定の配慮が監督義務の1つとして要請されるべきではないだろうか。同居する実質的保護者の地位にある者（両親）を民法714条の監督義務者とする判定において「精神障害者を保護すべき具体的必要性」を基準にする点は、判断枠組としてやや狭いのではないだろうか。その意味において、本判決には、若干疑問の余地が残るように思う。

(1) 加藤一郎『不法行為 [増補版]』有斐閣1974年P.163、幾代通『不法行為法 [補訂版]』有斐閣1993年P.192。

(2) 精神障害についての法は、1900年（明治33年）の精神病患者監護法がその最初である。そして、1919年（大正8年）に精神病院法が制定された。戦前においては、これら二つの法律が精神障害を取扱っ

てきた。戦後、1950年（昭和25年）に精神衛生法（上記の2法は廃止された）が制定された。1987年（昭和62年）に精神衛生法は精神保健法に改められた。1993年（平成5年）に精神保健法の改正がなされ、「保護義務者」を「保護者」に名称変更された。1995年（平成7年）に精神保健法の改正がなされ、法の名称を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）と改められ、福祉法的側面が強化された。1999年（平成11年）に精神保健福祉法が改正され、本稿に關係する点は保護者規定についての改正であり、いわゆる自傷他害防止監督義務が削除されたことである。

- (3) 辻伸行「自傷他害防止監督義務の廃止と保護者の損害賠償責任」町野遡・中谷陽二・山本輝之編『触法精神障害者の処遇』（増補版）信山社2006年所収62頁は、「保護者の自傷他害防止監督義務がなくなった今日、この義務の廃止が保護者の損害賠償責任にどのような影響を与えるかが問題になる」として、「精神障害者の他害事故について保護者は被害者に対して損害賠償を負うことは一切なくなったのか、それとも損害賠償責任を負うことはあるのか、負うとすれば、どのような場合、どのような論拠により損害賠償責任を負うことになるのか」という問題を提起されている。
- (4) この点は、飯塚和之「精神障害者の加害行為に対する監督義務者の責任に関する一考察 監督義務者概念を中心に」『現代財産権論の課題 小林三衛先生退官記念論文集』所収敬文堂1988年165頁は、法定監督義務者から保護義務者はずし、事実上の監督をしている者に限って第709条の責任を負うべきである、と主張されている。
- (5) 最判昭和49年3月22日民集28巻2号347頁。
- (6) 山口純夫「精神保健法上の保護者と民法714条の法定監督義務者」私法判例リマークス21号（2000年）66頁。
- (7) 飯塚和之「精神障害者の加害行為と監督義務者の責任」判夕656号（1988年）136頁。
- (8) 山口純夫「精神障害者の加害行為と父母の損害賠償責任の成否」民商法雑誌（1984年）89巻5号102頁、新関輝夫「他人に傷害を負わせた精神障害者の両親について民法714条の責任が否定された事例」判例評論297号43頁（判時1088号）205頁、山川一陽「精神障害者の行為と両親の責任」ジュリスト810号86頁。
- (9) 山口純夫「精神障害者の殺人事件につき国・県・町に対する精神衛生行政上の作為義務違反を理由とする損害賠償請求、及び、町長に対する保護監督義務違反を理由とする損害賠償請求はいずれも棄却したが、右障害者の父に対する監督義務違反を理由とする損害賠償請求を認容した事例」判例評論293号40頁（判時1076号202頁）。
- (10) 潮見佳男『不法行為法』（第2版）信山社2009年P.421～P.422 なお、判例学説の整理については、山田知司「精神障害者の第三者に対する殺傷行為 責任能力」山口和男『現代民事裁判の課題 損害賠償』新日本法規所収1989年479頁、吉本俊雄「保護義務者の精神障害者に対する監督責任」判夕（1986年）599号6頁も参照。